

神奈川県における 土壌汚染対策の現状と取組み

神奈川県環境農政局環境部環境課水環境グループ

内容

- 1 条例による土壌汚染対策
- 2 土地の区画形質の変更に伴う公害の防止
- 3 特定有害物質使用地の適正管理
- 4 ダイオキシン類管理対象地の適正管理
- 5 条例によるその他の制度
- 6 情報提供内容

1 条例による土壌汚染対策

神奈川県生活環境の保全等に関する条例

目的：環境保全上の支障を防止するために必要な事項を定めることにより、現在及び将来の県民の健康を保護するとともに、生活環境を保全する。【平成10年4月施行】

【第7章 土壌、地下水及び地盤環境の保全】

特定有害物質を取り扱う事業者の義務として、特定有害物質の使用状況等の記録管理、土地売買等に際しての記録の継承の義務を定め、また、土地の区画形質の変更等を行う者に土壌の汚染に起因する公害を防止する義務を定めた。

適用範囲：横浜市、川崎市を除く県内全域

※横浜市及び川崎市には市条例に同等の規定があるため適用しない。

権限移譲市：「事務処理の特例に関する条例」により、相模原市、横須賀市、平塚市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、厚木市、大和市に権限を移譲

土壌汚染対策の概要

■土地の区画形質の変更に伴う公害の防止

- ・ 区画形質の変更に係る公害の防止
- ・ 汚染土壌による埋立て等の禁止、運搬・処理に係る規定
- ・ 土壌調査及び講ずべき措置に関する指針

■特定有害物質使用地の適正管理

- ・ 特定有害物質の使用等記録、土壌調査結果記録等の管理・交付
- ・ 事業所廃止時の土壌調査
- ・ 区画形質変更時の届出及び土壌調査
- ・ 汚染された土地の公表
- ・ 土壌汚染による地下水への影響の調査
- ・ ダケイソ類管理対象事業所及び同管理対象地に係る準用

2 土地の区画形質の変更に伴う 公害の防止

区画形質の変更に伴う公害の防止

努力
義務

■土地の区画形質を行う場合(条例第58条)

- ・ 公害を発生させない方法で行うこと。
- ・ 基準不適合土壌が存在するときは周辺住民に周知すること。
- ・ 汚染土壌の運搬又は処理を委託する場合は、適正に行われるための措置を講ずること。

※ 適切な委託契約や土壌汚染対策法の管理票の利用等を想定

■汚染された土地を譲渡等する場合(条例第58条の2)

- ・ 相手方に、汚染状態に関する情報を提供すること。

→具体的な方法は指針で規定

汚染土壌による埋立等の禁止

■埋立等の禁止（条例第58条の3）

何人も、汚染土壌を使用して埋立て、盛土その他の土地への土砂の堆積（「埋立て等」という。）を行ってはならない。

ただし、次に掲げる埋立て等にあつては、この限りでない。

■禁止の例外

- 土対法の指定区域内において行う埋立て等
- 土対法第18条第1項に基づく「区域間等の移動」
- 土対法の「汚染土壌処理施設」において行う埋立て等
- 汚染土壌の除去、拡散の防止その他の措置又は汚染土壌の処理若しくは保管を適正に行うために必要な埋立て等であつて規則で定めるもの。（例：オンサイト処理）

汚染土壌の運搬・処理に伴う公害の防止

努力
義務

■汚染土壌を運搬する場合(条例第58条の4)

- ・ 特定有害物質又はダイオキシン類の飛散、揮散、流出又は地下浸透を防止するため必要な措置を講ずること。
- ・ 健全土壌等と混合させないこと。 等

■汚染土壌を処理する場合(条例第58条の5)

- ・ 適切な方法で処理すること。
- ・ 飛散・流出等を防止するために必要な措置を講ずること。
- ・ 健全土壌として搬出する場合は、基準適合を確認すること。
- ・ 業として処理を行なう場合は、搬入車両等による公害発生を防止すること。

→具体的な方法は指針で規定

条例に基づき定める指針

条例第58条の6に基づき次の指針を定め公表

「特定有害物質又はダイオキシン類による土壌の汚染状態その他の事項の調査及び汚染土壌による人の健康又は生活環境に係る被害を防止するために講ずべき措置に関する指針」

■ 指針の内容

指針1 総則

指針2 土壌の特定有害物質による汚染の状況及び土壌汚染による地下水への影響の調査

指針3 土壌のダイオキシン類による汚染の状況及び土壌汚染による地下水への影響の調査

指針4 汚染された土地の区画形質の変更に伴う公害の防止の方法及び汚染の除去等の措置の方法

指針5 汚染土壌の運搬及び処理等に伴う公害の防止の方法

3 特定有害物質使用地の適正管理

土壌調査等の対象となる土地

■ 特定有害物質使用地

条例施行日

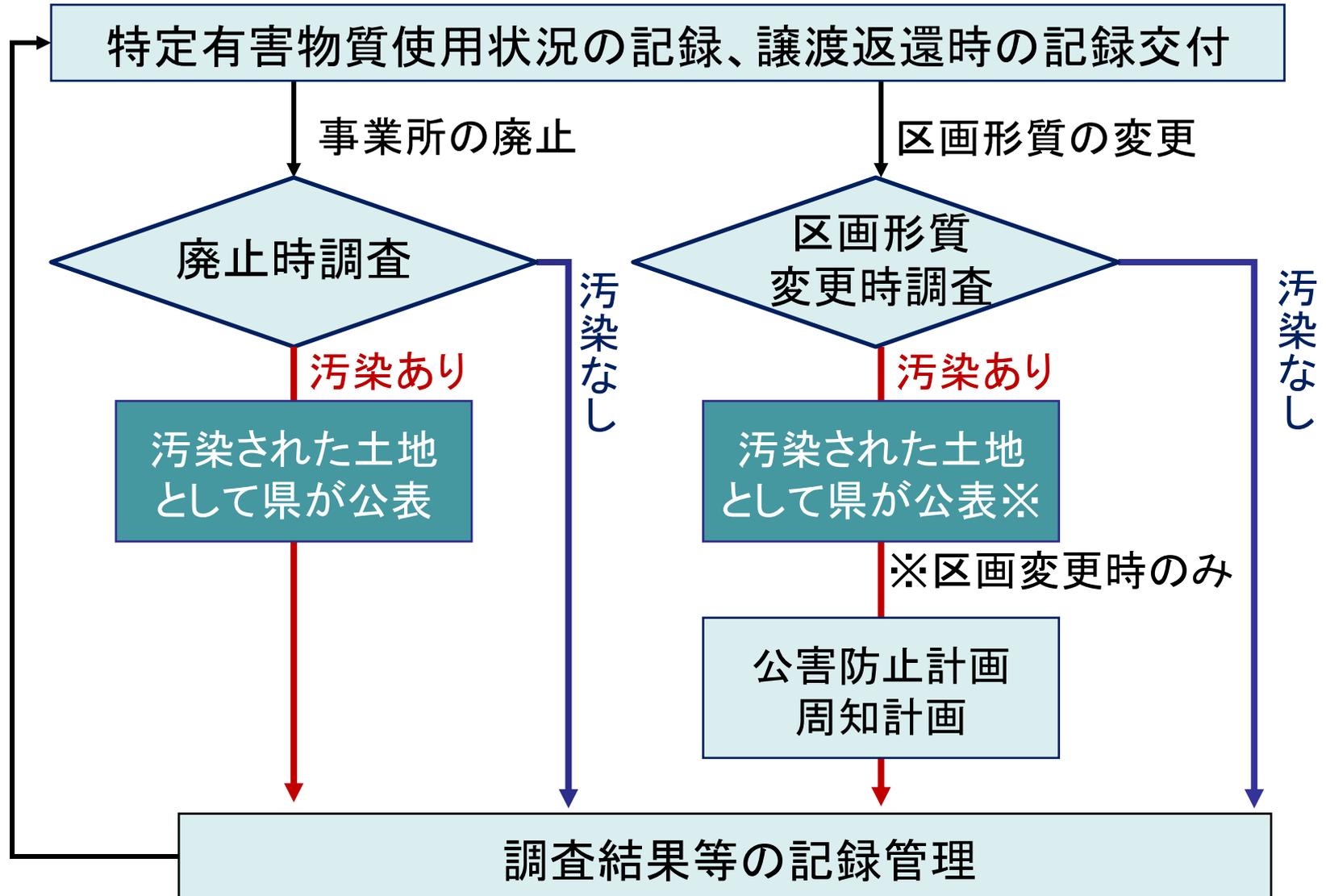
- ✓ 特定有害物質使用事業所※(H10.4.1以降に存在していた事業所であって、過去に特定有害物質を使用等していた事業所)の敷地
※特定有害物質を製造し、使用し、処理し、又は保管する事業所
- ✓ 特定有害物質使用事業所の敷地であった土地

DXNs対策
特措法施行日

■ ダイオキシン類管理対象地

- ✓ ダイオキシン類管理対象事業所※(H12.1.15以降に、ダイオキシン類特定施設を設置したことがある事業所)の敷地
※例)廃棄物焼却炉(火床面積 $0.5m^2$ 以上又は焼却能力 $50kg/h$ 以上のもの)
- ✓ ダイオキシン類管理対象事業所の敷地であった土地

条例における土壌調査



特定有害物質の使用等の記録（1）

■記録の管理（条例第59条第1項）

特定有害物質を製造し、使用し、処理し、又は保管する事業所（以下「特定有害物質使用事業所」という。）を設置している者は、規則で定めるところにより、特定有害物質使用事業所における特定有害物質の使用状況その他の規則で定める事項を調査し、その結果を記録しておかなければならない。

■記録の方法

対象 特定有害物質を使用等するすべての事業所の設置者
頻度 年1回以上
形式 定めなし
※行政への提出不要

特定有害物質の使用等の記録（2）

■記録する事項（規則第49条）

- (1) 敷地の過去の利用の状況の概要
- (2) 敷地の過去の造成の状況の概要
- (3) 過去の事業活動の概要
- (4) 特定有害物質を含む原材料及び使用薬品等の種類、使用量、保管場所、保管方法、保管量、使用期間及び使用状況
- (5) 施設の破損、事故等による特定有害物質の漏出の有無、時期、場所及び漏出量
- (6) 特定有害物質を含む排水、廃棄物等の発生状況及び排出経路
- (7) 排水の処理施設及び廃棄物焼却炉その他の廃棄物処理施設の概要及び場所
- (8) 特定有害物質を含む廃棄物の埋立て等の有無、時期、場所及び量
- (9) 施設撤去時において特定有害物質が残存し、又は付着した装置等の解体方法及び解体場所
- (10) 地形、地質等の概要
- (11) その他知事が特に必要と認める事項

特定有害物質の使用等の記録（3）

■記録の交付（条例第59条第2項）

特定有害物質使用事業所を設置している者は、特定有害物質使用事業所の敷地（中略）に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより前項の記録又はその写しを交付しなければならない。（以下略）

- ✓ 土地を譲渡、返還するとき …譲渡相手に交付
- ✓ 土地を貸与するとき …貸与相手に写しを交付
- ✓ 借り受けていた土地で、土対法の届出対象となる形質の変更を行うとき …土地所有者に写しを交付
- ✓ 借り受けていた土地で、有害物質使用特定施設を廃止等したとき …土地所有者に写しを交付

土対法
の地歴
調査で
活用

条例における土壌調査の契機（1）

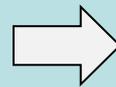
■廃止時の調査（条例第59条第3項）

土地所有者ではなく
事業所設置者の責務

- 特定有害物質使用事業所の設置者は、当該事業所を廃止しようとするときは、土壌の汚染状況を調査して報告。
- ただし、土対法に基づき土壌汚染状況調査が行われた場合は、内容が重複する限りにおいて、条例による報告は不要。

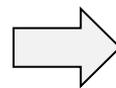
すべての事業所

特定有害物質を
使用等する事業所



条例第59条第3項に基づく
廃止時調査

（水濁法の）有害物
質使用特定施設に
係る工場・事業場



土対法第3条第1項に
基づく廃止時調査

条例における土壌調査の契機（2）

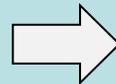
区画の変更
＝敷地境界
の変更

■ 区画形質変更時の調査（条例第60条第2項）

- ・ 事業者は、特定有害物質使用地の区画形質を変更しようとするとき（軽易な変更は除く）は土壌の汚染状況を調査して報告。
- ・ 土対法の調査と内容が重複する場合は条例での報告は不要

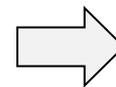
すべての土地

特定有害物質を使用する（使用していた）土地



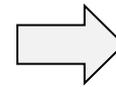
条例第60条第2項に基づく
区画形質変更時調査

有害物質使用特定施設に係る工場・事業場の形質変更（900㎡以上）



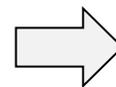
土対法第4条第1項の届出

土対法第3条第1項の調査を猶予された土地形質変更届（900㎡以上）



土対法第3条第7項の届出

3,000㎡以上の土地の形質変更



土対法第4条第1項の届出

土壌調査の方法

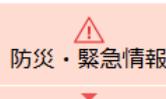
■調査の流れ(条例第58条の6に基づく指針に規定)

- 指針 2 (2) 調査対象地の設定
- 指針 2 (3) 資料等調査
- 指針 2 (4) 試料採取等対象物質の選定
- 指針 2 (5) 土壌汚染のおそれの区分の分類
- 指針 2 (6) 試料採取等を行う区画の選定
- 指針 2 (7) (8) 試料採取等の実施
- 指針 2 (9) 深度方向調査の実施
- 指針 2 (10) 試料採取等の結果の評価
- 指針 2 (15) 地下水への影響調査

土対法と同様の
手順だが、細部
で土対法と異なる
部分あり

汚染された土地の公表

条例に基づき、汚染された土地をホームページ及び窓口で公表



[ホーム](#) > [くらし・安全・環境](#) > [生活と自然環境の保全と改善](#) > [開発規制・生活環境の保全](#) > [かながわの土壤汚染対策](#) > 県条例に基づく汚染された土地の公表状況

[印刷用ページを表示](#) 更新日：2025年7月31日

県条例に基づく汚染された土地の公表状況

県生活環境の保全等に関する条例に基づき汚染が判明した土地を公表します。

神奈川県では、土壤汚染対策法とは別に、**県生活環境の保全等に関する条例**（以下「県条例」といいます。）に基づく規制を行っています。このページでは、県条例に基づく事業所の廃止時調査（※1）及び土地の区画形質変更時調査（※2）の結果、特定有害物質又はダイオキシン類による土壤汚染が判明した土地を公表しています。

なお、横浜市及び川崎市内の事業所・土地については、市の条例が適用されるため、県条例は適用されません。

※1 事業所の廃止時調査とは

特定有害物質使用事業所又はダイオキシン類管理対象事業所を廃止しようとするときに行う、土壤の汚染状況の調査のことです。（県条例第59条3項、第63条の2第2項）

※2 土地の区画形質変更時調査とは

特定有害物質使用地又はダイオキシン類管理対象地の区画形質を変更しようとするときに行う、土壤の汚染状況の調査のことです。（県条例第60条第2項、第63条の3）

// よくみられているページ

- 学校におけるセクハラ・わいせつな行為をなくすために
- 新型コロナウイルス感染時のすざし方
- パスポートセンター
- ツキノフグマ情報について
- 「かながわ性被害相談LINE」
- 県の広報

（※）相模原市、横須賀市、平塚市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、厚木市、大和市
においては、各市において公表

地下水汚染の対応（1）

土対法で
判明した場
合も対象

■地下水への影響調査（条例第62条の2）

- 条例調査又は土壤汚染対策法に基づく土壤汚染状況調査（法第14条の指定申請に係る調査は除く）の結果、土壤溶出量基準に適合しないと認められたときは、当該土壤汚染による地下水への影響を確認するための調査を行い、その結果を知事に報告しなければならない。

■調査の方法（指針2(15)）

- 深度方向調査（ボーリング調査）を行い、帯水層に汚染が生じているおそれが認められた場合は地下水を採取し測定。
- 又は、敷地の周縁（下流側の観測井）地下水を採取し測定。

地下水汚染の対応（2）

■環境汚染時の措置（条例第113条の3、第113条の6）

- ・ 知事は、**環境汚染**（環境の保全上の支障が生じるおそれがあると認める汚染）を確認した場合は、土地の所有者、汚染原因者等に対して必要な指導をする。

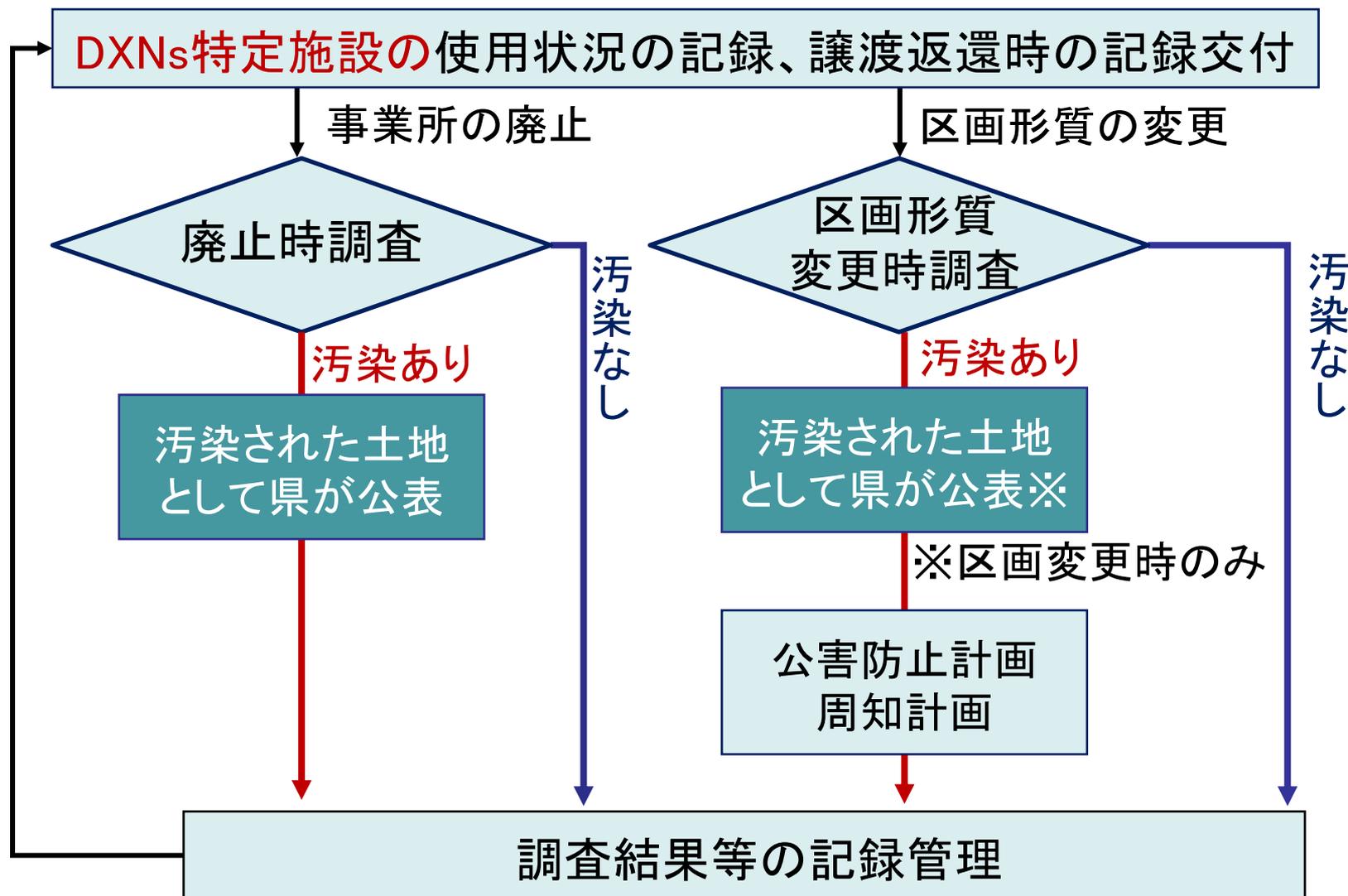
※地下水汚染が判明し近隣に飲用井戸がある場合 など

- ・ 環境汚染の原因者は、環境汚染を改善するための計画（**環境汚染対策計画**）を作成して知事に報告する。
- ・ 環境汚染対策計画を作成した者は、計画を誠実に実施し、計画が完了したときは、その結果を知事に報告する。
 - 計画を策定しない、計画を実施しないときは**勧告**
 - 勧告に従わないときは**公表**

■地下水の水質の浄化命令（条例第113条の7）

4 ダイオキシン類管理対象地の 適正管理

条例における土壌調査



→ 特定有害物質使用地の規定を準用し、仕組みは同じ

土壌調査の方法

■調査の流れ(条例第58条の6に基づく指針に規定)

指針 3 (2) 調査対象地の設定

指針 3 (3) 資料等調査

指針 3 (4) 土壌汚染のおそれの区分の分類

…比較的高い、比較的小さい の2区分

指針 3 (5) 試料採取等を行う区画の選定

指針 3 (6) 試料採取等の実施

…深さ 5 cm までの土壌を採取。10m 格子内の 5 地点を混合

指針 3 (7) 汚染範囲確定調査の実施

…250pg-TEQ/g 以上であった場合は範囲確定調査を実施

指針 3 (8) 深度方向調査の実施

…基準適合する深度まで調査

指針 3 (9) 試料採取等の結果の評価

指針 3 (10) 地下水への影響調査

5 条例によるその他の制度

土壌汚染対策に関連する制度

事業所における適切な管理

総合審査許可制度

規制基準・遵守義務

地下浸透の禁止

化学物質の自主管理

特定有害物質の記録

災害に備えた整備

土壌汚染の把握と必要な措置

廃止時調査

公害防止計画

区画形質変更時調査

環境汚染対策計画

事業所と指定事業所

■事業所 →規制基準、遵守義務を適用

一般家庭の住居以外で一定の場所を占めて事業活動を行っている場所（営利、非営利又は個人、法人を問わず、果樹園、畜舎、資材置場、店舗、学校、公共施設等全てを包含）

■指定事業所 →事前に設置許可が必要

事業所のうち、公害を生じさせるおそれがある事業所（指定施設を用いて指定作業を行うもの）

※公害発生状況（排煙、悪臭、排水、騒音、振動…）を総合審査

指定施設の例（条例別表、施行規則別表第1）

| 指定作業 | 指定施設 | 施設に係る公害等の種類(例) |
|-----------------|-----------|----------------|
| 4 合成樹脂の製造の作業 | (1)反応施設 | 排煙、悪臭、排水 |
| 25 電気機械器具の製造の作業 | (6)動力プレス機 | 騒音、振動 |

有害物質の地下浸透防止

■ 地下浸透の禁止（条例第29条第1項）

事業者は、地下浸透禁止物質又は地下浸透禁止物質を製造し、使用し、処理し、若しくは保管する作業に係る水その他の液体を地下に浸透させる方法で排出してはならない。

■ 地下浸透を防止する構造（条例第29条第2項）

事業者は、同項の作業に係る施設を設置するとき（中略）は、規則で定める構造を有するものとしなければならない。

構造基準

■ コンクリート、タイル等の不透水性材質の上に、必要に応じ、耐薬品性・不透水性材料による被覆又は地下浸透を防止できる材質の受け皿を設置する等の地下浸透防止措置がとられていること。

■ 取り扱う地下浸透禁止物質の量及び作業に応じ必要な場合には、防液堤、側溝、ためます等の流出防止措置がとられていること。

6 情報提供内容

土壌汚染関係の情報提供内容

■水濁法特定事業場名簿

URL <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/suisitu/tokuteizigyozyoumeibo.html>

検索キーワード 神奈川県 水濁法 特定事業場

■土対法に基づく指定区域の情報(要措置区域等)

■県条例関係

- ・ 県条例に基づく「汚染された土地」の公表
- ・ 手引き（条例の概要及び手続きについて）
- ・ 土壌汚染の調査及び講ずべき措置に関する指針
- ・ 指針解説

※条例の指定事業所（≠特定有害物質使用事業所）の一覧は公開していない。

URL <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/dojyou/osentaisaku.html>

検索キーワード かながわの土壌汚染対策